

改選に伴う出発に寄せて

焼津市農業委員会 会長 石 原 諭

日頃、農業委員会活動及び農政活動にご理解・ご協力をいただき有難うございます。

農業委員会委員は、今年3月の改選により、会長職を拝命しました私を含め30名の委員が決定しました。これから任期である平成30年3月21日まで、全農業委員が一致団結し、農業委員会活動を推進してまいりますので、従前と同様に農家の皆様をはじめ、関係各機関及び関係各団体のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、国は昨年からの農政の目玉である「農業、農村所得倍增計画」を打ち出し、それぞれ個別に検討してきましたが、その実施にはTPP交渉が大きく関わってくることが懸念されます。「農業所得倍增計画」は、農家の経営面積の拡大を図るために農地中間管理機構を立ち上げて、農地を集積、集約すべく実動しておりますが、静岡県の実績は、目標の6～7%だと報告されております。また、国の計画では農家一世帯当たりの経営規模を20ha以上にすることが目標となっておりますが、本県のような都市化農業では、限られた地区になってしまうことは否めません。本市においては、用・排水の問題等々、課題はあり、大井川農協が中心となって農家の経営面積の拡大が進められ、毎月の農業委員会の議案には1haに及ばない規模の集積が提案されている状況です。

今後も面積に拘わりなく、少しずつ積みあげていく事が大切でありますので、関係者の皆様のご協力をお願いいたします。

また、遊休農地対策の一環として、毎年、全農業委員が農地パトロールを実施し、耕作放棄地の解消に努めておりますので、今後とも、農家の皆様の関連するご意見等をいただきますようお願いいたします。

次に、今国会に提案されております「農業委員会制度の改革」では、農業委員と農地利用最適化推進委員の設置が求められており、いずれも公選制ではなく市長が任命し、議会での議決をいただく方法で、更に委員数も現在の約二分の一となり、その内の半数を認定農業者に委嘱することになります。法律の施行は、平成28年4月1日からですが、現在の農業委員の任期は平成30年3月21日までと変わりません。

次に、本年4月に議員立法で成立しました「都市農業振興基本法」により都市農業の重要性を明確に位置づけ、安定的な継続のために必要な税制上の措置が地方自治体に求められております。今後、国や県の計画に併せ、本市の計画がなされますが、各農家にどのように結びついてくるかが重要な課題だと思います。

以上、農業に関する一部を述べさせていただきましたが、農家の皆様に関心を持っていただき、その声を今後の農業、産業に生かすことが重要だと思います。農業委員会は、皆様のご意見等をいただき、各々の機関へ進言してまいりますので、ご協力をいただきたく重ねてお願いいたします。



昼夜働く担い手●農業委員塩澤氏作 東益津の案山子